



平成25年度

ライフサイエンスデータベース統合推進事業

統合化推進プログラム
(統合データ解析トライアル)

研究開発提案募集のご案内
[募集要項]

独立行政法人科学技術振興機構 (JST)
バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC)

平成25年6月



目次

I. 事業の概要	1
1. 趣旨	2
2. 概要	3
II. 応募・選考要領	4
1. 研究推進の仕組み	4
2. 募集・選考スケジュールについて	6
3. 募集に関する説明について	6
4. 応募者の要件	7
5. 対象となる研究開発提案	7
6. 研究開発期間	9
7. 研究費	9
8. 応募方法	10
9. 選考の方法等	11
10. 選考の観点	12
11. 採択予定件数	12
12. 研究費および研究開発期間の決定	12
13. 採択された研究代表者の責務等	13
14. 研究機関の要件・責務等	14
15. 男女共同参画について	16
16. オープンアクセスについて	17
17. 研究開発提案書（様式）の記入要領	17
III. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラムの 運営にあたっての方針	25
IV. 応募に際しての注意事項	27
Q & A	36
参考：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	40

I. 事業の概要

独立行政法人科学技術振興機構（JST）は、平成12年11月の科学技術会議ライフサイエンス部会ゲノム科学委員会の報告書「ゲノム情報科学における我が国の戦略」にまとめられた、バイオインフォマティクスの人材養成、研究開発の振興、データベース整備戦略という3つの課題に関する提言を受け、平成13年度にバイオインフォマティクス推進センター（BIRD）を設立し、「生命情報データベースの高度化・標準化」、「バイオインフォマティクスの創造的研究開発」および「新しい情報生物学の創造のためのインキュベーションセンター」という課題のもと、我が国の基幹データベースや新たなデータベースの構築、高度化、バイオインフォマティクス研究の発展、および人材養成に着実な成果を挙げてきました。

一方、その間もゲノム、トランスクリプトーム、プロテオーム、グライコーム、メタボロームなど大規模解析を前提とする分野が発展し、それに対応する大型プロジェクトからの大規模なデータが得られ、我が国のライフサイエンス分野のデータベース整備に関する取り組みの遅れが認識されるようになりました。こうした背景のもと、文部科学省ライフサイエンス委員会にデータベース整備戦略作業部会が設置され、平成18年5月に報告書「我が国におけるライフサイエンス分野のデータベース整備戦略のあり方について」がまとめられました。この報告書の提言に基づき、平成18年度より、「ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業(統合データベースプロジェクト)」が、文部科学省の5年間の委託プロジェクトとしてスタートしました。同プロジェクトは、情報・システム研究機構（ROIS）に新たに設置されたライフサイエンス統合データベースセンター（DBCLS）を中核機関とした、複数機関の連携体制で進められ、データベースのカタログ化、横断検索、アーカイブ、あるいは分野別のデータベース統合化といった課題を中心に、我が国のデータベース統合化という大きな目標に向けて確実な一歩を踏み出しました。

平成22年度の統合データベースプロジェクトの終了を控え、本来永続的な組織で行うべき統合データベース整備の恒久的な体制整備に向け、文部科学省ライフサイエンス委員会ライフサイエンス基盤整備作業部会での検討、さらには総合科学技術会議ライフサイエンスPTライフサイエンス統合データベースタスクフォースでの我が国全体の統合データベース構築のための体制整備とそのためのロードマップを含めた検討が行われました。その結果、総合科学技術会議に設置予定の「統合データベース推進本部(仮称)」の下、文部科学省の統合データベースプロジェクトの成果を引き継ぎ、新たな恒久的な体制を再構築するため、ROISが設置したDBCLSを中心として実施してきた文部科学省統合データベースプロジェクトとJSTのバイオインフォマティクス推進センター事業とを一体化し、新たにJSTに我が国のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターを整備することになりました。

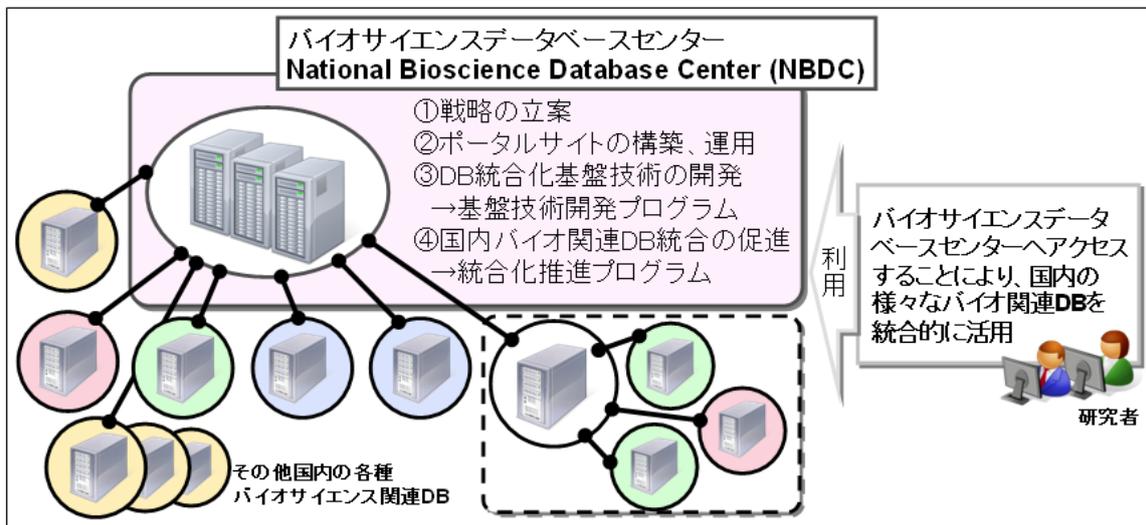
以上の経緯を受けて、JSTでは、統合データベースの恒久的な体制整備に向けて、こ

れら2つの事業の成果を活用し、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」を実施するために、平成23年度より、「バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC；National Bioscience Database Center）」を設置しました。

「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」では

- ①戦略の立案
- ②ポータルサイトの構築、運用
- ③データベース統合化基盤技術の開発
- ④バイオ関連データベース統合の推進

を4つの柱として、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、必要な研究開発等を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。



1. 趣旨

ライフサイエンスデータベース統合推進事業における研究開発の推進、およびデータベース統合化の推進を実施するために、バイオサイエンスデータベースセンターでは、戦略の立案、データベース統合化推進のためのポータルサイトの運営・管理を行うほか、公募による研究開発を推進します。

平成25年度に公募するプログラムは、「統合化推進プログラム」の「統合データ解析トライアル」のみとなります。本トライアルの内容は、2. 概要をご覧ください。

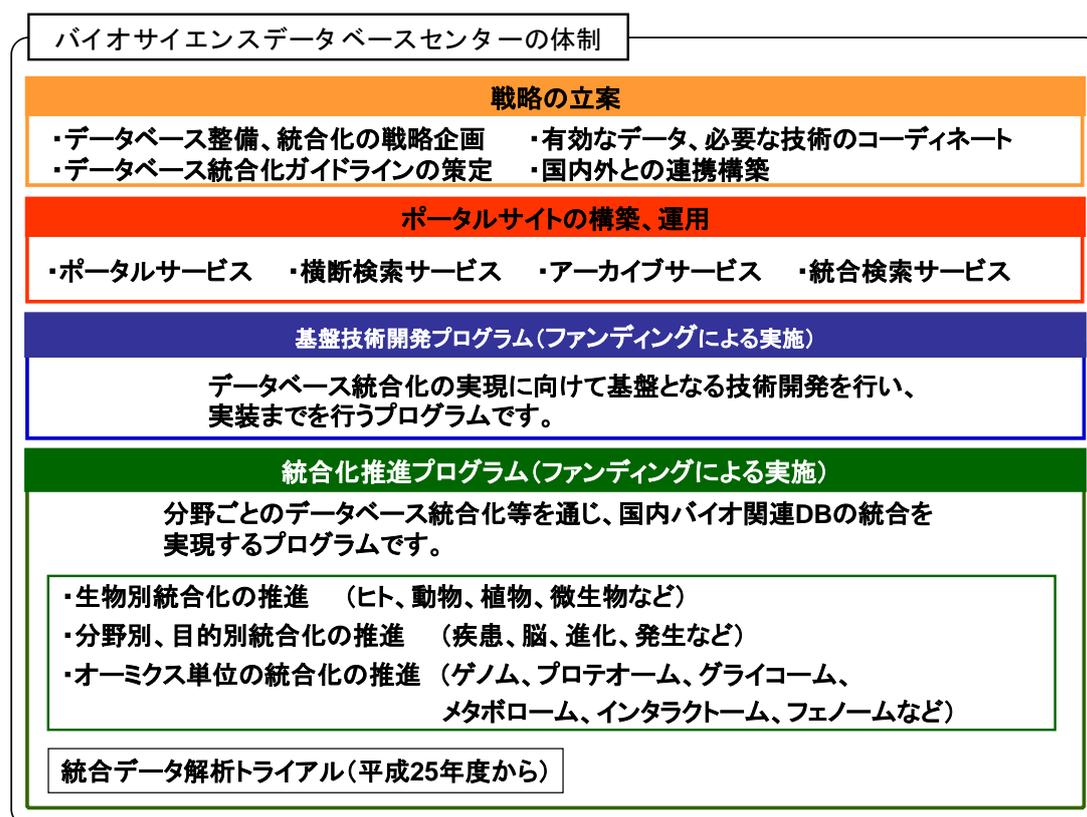
2. 概要

現在、JSTのNBDCでは、ライフサイエンス分野のデータベースの統合を推進するために2つのファンディングプログラムを実施しています。その内、「統合化推進プログラム」では、分野別、目的別などでのデータベース統合を実現するために11課題を推進しています。

「統合データ解析トライアル」は、統合化推進プログラムの一部として、これら11課題で統合されたデータベースを対象に、データ解析をするツール等を開発し、それを用いて新たな知識発見を目指す提案を公募により実施するものです。

また本事業では、推進すべきプログラムのほか、その責任者である研究総括をJSTが定めます。

研究総括は、プログラムごとに研究開発課題を募集し、研究アドバイザー等の協力を得ながら、本事業の趣旨にふさわしい研究開発課題を選考します。選定された研究代表者は、研究総括のマネジメントのもとで研究開発を推進します。



II. 応募・選考要領

1. 研究推進の仕組み

(1) 概要・特徴

- a. 研究総括の研究マネジメントのもと、選定された研究代表者の構想に基づいて研究開発を実施します。
- b. プログラムごとに研究開発提案（研究開発課題）を募集し、研究総括が研究アドバイザー等の協力を得て選考します。
- c. 選定された研究代表者は、その研究開発構想の実現に向けて、研究開発課題を実施します。研究代表者は、当該研究開発課題全体の研究開発実施に関する責任を負うこととなります。

(2) 研究総括（PO：プログラムオフィサー）

研究総括は、プログラムの責任者として、採択課題の選考、研究開発計画（研究費を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究開発への助言、課題評価、その他必要な手段を通じてプログラムの研究マネジメントを行います。

(3) 研究開発計画

- a. 採択後、研究代表者は研究開発課題の研究期間全体を通じた研究計画書を作成します。研究開発計画には研究費が含まれます。
- b. 研究開発計画は、研究総括の確認、承認を経て決定します。研究総括は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究開発進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。

(4) 課題評価

- a. 研究総括は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、研究アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題の事後評価を行います。事後評価は研究開発終了後速やかに行います。
- b. 上記の他、研究総括が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。
- c. 研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JSTが選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

(5) プログラム評価

(4) 課題評価とは別に、プログラムと研究総括を対象として評価が行われます。ライフサイエンスデータベース統合推進事業の目標達成へ向けた進捗状況、プログラムの運営状況等の観点から評価が実施されます。

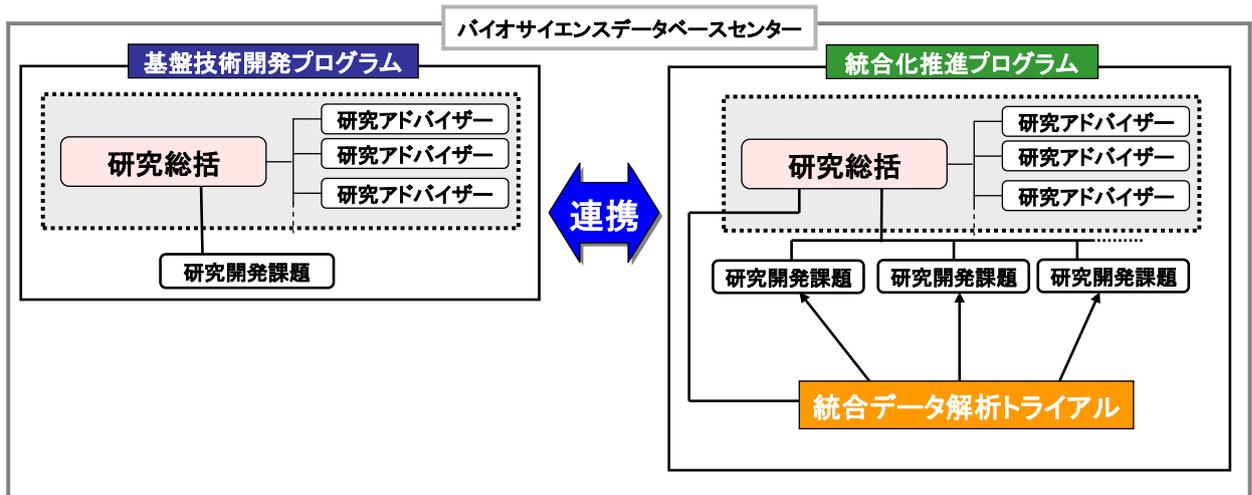
(6) 研究契約と知的財産権の帰属

- a. 研究開発課題の採択後、JSTは研究代表者の所属する研究機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、

当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「Ⅱ. 1 4. 研究機関の要件・責務等」(14 ページ) をご参照ください。

c.JST は、委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)の30%に当たる間接経費を、研究機関に対して別途支払います。

d.研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。ただし、本プログラムの研究開発成果はJSTが無償で使用できることとします。



2. 募集・選考スケジュールについて

平成 25 年度の研究開発提案の募集・選考のスケジュールは、以下の通りです。
 統合化推進プログラムの研究総括は、高木利久氏（東京大学 大学院新領域創成科学研究科 教授）です。

	統合化推進プログラム
研究開発提案の募集開始	<u>平成 25 年 6 月 12 日 (水)</u>
研究開発提案の受付締切 (府省共通研究開発管理システム[e-Rad]による 受付期限日時)	<u>平成 25 年 7 月 17 日 (水)</u> <u>14 時<厳守></u>
書類選考期間	平成 25 年 7 月下旬～8 月中旬
書類選考結果の通知	平成 25 年 8 月下旬
研究開発期間	平成 25 年 9 月～12 月
事後評価	平成 25 年 12 月～

※ 下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。

3. 募集に関する説明について

募集に関する説明を Web で公開する予定です。

詳細は、バイオサイエンスデータベースセンターのホームページ上の「公募情報」(<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>) からご案内しますので、ご確認ください。

4. 応募者の要件

研究代表者となる方ご本人から提案してください。応募者の要件は以下の通りです。

- (1) 研究代表者自らの研究開発構想に基づき、自らが当該研究開発課題を推進する研究者であること。
- (2) 研究代表者自らが国内の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること。

(注1)「国内の研究機関」とは、日本国内の大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「Ⅱ. 1 4. 研究機関の要件・責務等」(14 ページ)を参照してください。

(注2)以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。

- ・ 国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
 - ・ 現在、特定の研究機関等に所属していないものの、研究代表者として採択された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な研究者。
 - ・ 現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な研究者。
- (3) 研究開発期間を通じ、責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

(注) 研究者と研究総括が利害関係にあるとされる場合には、研究開発提案書を選考対象から除外することがあります(詳細は「Ⅱ. 9. 選考の方法等」(11 ページ)参照)。

- (4) 今回の募集では若手研究者を中心に採択することを予定しています。ここでの若手研究者とは、助教、ポスドク、大学院博士課程の学生、大学院修士課程の学生、などを意味します。ポスドク、大学院博士課程の学生、大学院修士課程の学生が応募する場合、指導教官及び所属組織の人事担当者と公的研究費の受給の可否及び研究費の管理方法について相談願います(研究費は所属機関で管理、即ち機関管理をお願いいたします)。また、ポスドク、大学院博士課程の学生、大学院修士課程の学生が応募する場合でも、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて応募してください。
- (5) 統合化推進プログラムで平成 23 年度に採択された 10 課題および平成 24 年度に採択された 1 課題、並びに基盤技術開発プログラムで平成 23 年度に採択された 1 課題における研究参加者からの応募を妨げるものではありませんが、採択にあたっては、それ以外の方々からの応募を優先することがあります。

5. 対象となる研究開発提案

本トライアルは、統合化推進プログラムで平成 23 年度および平成 24 年度に採択された 11 課題におけるデータベース等を使い、データベース利用者視点での新たな活用方法

を探ることを目的としています。統合化されたデータベースや他のデータベースを更に組み合わせて解析するためのプログラムやツールが成果物となり、データベースの有用性やデータベースでこんなことが出来る、といった例を示すことが本トライアルの成果であり、目的です。

データベースの検索アルゴリズムは、データベース作成者の意図がありますが、本トライアルでは、新たな視点・自由な発想によるデータベース活用が期待されます。「III. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針」(25ページ)をお読み頂き、プログラムにふさわしい研究開発提案を行ってください。

統合化推進プログラムで平成 23 年度および平成 24 年度に採択された 11 課題におけるデータベースは以下の通りです。

- ・疾患・医薬品・環境物質関連データベース
- ・植物関連データベース
- ・蛋白質構造関連データベース
- ・糖鎖関連データベース
- ・バイオイメージ関連データベース
- ・微生物関連データベース
- ・ヒトゲノム多様性関連データベース (旧ヒトゲノムバリエーションデータベース)
- ・フェノーム関連データベース
- ・メタボローム関連データベース

詳細は「研究開発プログラム データベースリンク」

(<http://biosciencedbc.jp/tec-dev-prog/db-link>) をご覧ください。

また、採択課題は下記条件を満たす必要があります。

- ・原則として、上記に示した「統合化推進プログラムで平成 23 年度および平成 24 年度に採択された 11 課題におけるデータベース」およびそれらの関連データベース、または他のデータベースとの組み合わせをリソースとして、それらを解析するプログラムやツールを作成していただきます。
- ・作成したプログラムやツールは公開していただきます。
- ・まだ公開されていないデータを用いる場合、研究提案書においてそのデータ内容を明らかにするとともに、データの利用許諾を取得してください。また、得られた解析結果は公開していただきます。ただし、論文作成のための猶予期間を設けたり、特許出願のための猶予期間を設けたりすることはあり得ます。
- ・データ取得に関する切り分けは以下とします。

	データの種類	公開・未公開	一括取得 可能・不可能	データ取得
1	統合化推進プログラムのデータ	公開データ	一括取得 可能	研究提案者が自ら取得

2	統合化推進プログラムのデータ	公開データ	一括取得 不可能	データ取得を JST が 仲介・支援
3	統合化推進プログラム 以外のデータ	公開データ	一括取得 可能	研究提案者が自ら取得
4	統合化推進プログラム 以外のデータ	公開データ	一括取得 不可能	研究提案者が自ら取得
5	自分の研究室のデータ	非公開データ	/	研究提案者が自ら取得
6	別の研究室のデータ	非公開データ		研究提案者が自ら取得

6. 研究開発期間

研究開発期間は4ヶ月以内（最長、平成25年12月末まで）

7. 研究費

(1) 研究開発課題の研究費は、以下の範囲で研究開発提案者が設定し、応募することができます。

研究期間総額 80万円（直接経費の金額です）

研究開発提案の内容と研究費とを総合的に評価し、審査を実施することとなります。

なお、研究費の額は調整させていただくことがあります。

(2) 予算計画は研究開発計画に基づいて設定してください。

(3) 研究総括は、研究開発課題採択後、研究代表者と相談の上、予算等を定めた研究開発計画を決定します。なお、研究総括の評価や研究開発の展開状況により研究費が増減することがあります。

(注) 研究開発提案書の（様式1）に研究開発期間を通じた研究費総額（万円単位）を記載してください。

(4) 研究費は、原則としてその全額を委託研究費として、研究代表者の所属する研究機関と JST とが結ぶ委託研究契約に基づき、各研究機関で執行していただきます。

(1)に記載の研究費は直接経費であり、直接経費の30%に当たる間接経費を、JST が別途措置して研究機関に支払います。

(5) 研究費（直接経費）の用途については、以下の通りです。

a) 研究費（直接経費）とは、当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

① 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費

② 旅 費：研究代表者の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等

③ 人件費・謝金：当該研究開発を遂行するためにデータ整理等のための有

期の時給制等雇用者（技術員、研究補助者等）の person 費、リサーチアシスタント（※）の person 費、講演依頼謝金等

- ④ その他：上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費
研究開発成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）、機器リース費用、運搬費等

b) 以下の経費は研究費（直接経費）として支出できません。

- ① 当該研究開発の研究開発目的に合致しないもの
② 間接経費としての使用が適当と考えられるもの

（注）JST では、研究費の柔軟で効率的な執行を研究機関に対して要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。

※RA(リサーチアシスタント)について

第4期科学技術基本計画においては、『国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。」という第3期基本計画における目標の早期達成に努める。』とされています。

この趣旨を踏まえ、JST では博士課程(後期) 在学者を RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています（月額 17 万円程度）。

8. 応募方法

研究開発提案の応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）※により行っていただきます。本プログラムに応募する研究代表者は、e-RadのログインID、パスワードが必要になります。e-Radによる応募方法については参考（40 ページ）を必ずご確認ください。の上、e-Radよりご応募ください。

締切間際はe-Radが混雑する上、提案書の作成環境によってアップロードできない場合があります。応募手続きは可能な限り締切前日までに済ませてください。

e-Rad のログイン ID、パスワードの取得に当たっては、1)研究機関に所属する研究者については、e-Rad における研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が、2) 研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。登録方法については下記 e-Rad ポータルサイトをご参照ください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、JST及び他府省等で実施する制度・事業で

登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、「統合化推進プログラム」への応募はe-Rad上での所属研究機関の承認を必要としていません。研究開発提案者ご自身から直接応募していただきます。

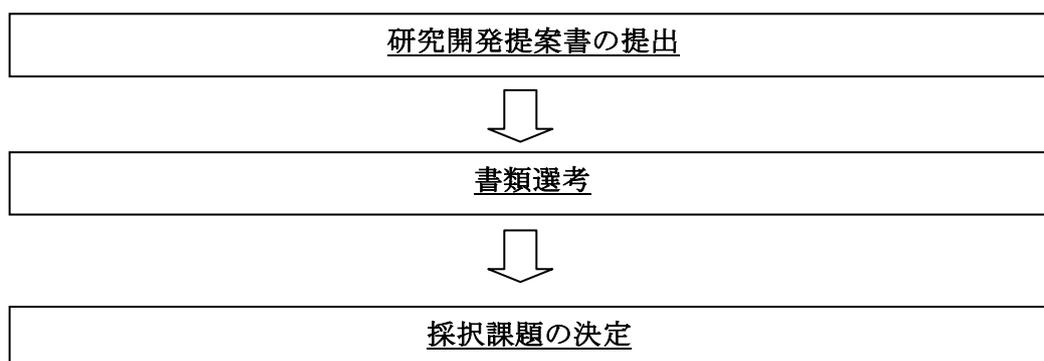
※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

<http://www.e-rad.go.jp/>

9. 選考の方法等

スケジュールは「II. 2. 募集・選考スケジュールについて」（6 ページ）をご参照ください。

- (1) 研究総括が研究アドバイザー等の協力を得て、書類選考を行います。必要に応じて、その他の調査等を行う場合があります。また、外部評価者に協力を得ることもあります。この選考に基づき、JST は研究代表者および研究開発課題を選定します。



- (2) 公正で透明な評価を行う観点から、JST の規定に基づき、研究開発提案者等に関して、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。

- a. 研究開発提案者と親族関係にある者。
- b. 研究開発提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
- c. 研究開発提案者と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究開発提案者等の研究開発課題の中での研究分担者など、研究開発提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 研究開発提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究開発提案者等の研究開発課題と直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した場合。

- (3) 研究総括が研究開発提案者と下記の関係にあるとされる場合には、研究開発提案書を選考対象から除外することになりますので、そのような可能性がある場合には

事前にお問い合わせください。お問い合わせ先は裏表紙をご参照ください。

- a. 研究総括が研究開発提案者と親族関係にある場合。
- b. 研究総括が研究開発提案者と大学、国研等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業に所属している場合。
- c. 現在、研究総括と研究開発提案者が緊密な共同研究を行っている場合。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、研究開発課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等)
- d. その他、研究総括と研究開発提案者の間に利害関係があると JST が判断した場合。

(4) 選考に係わった研究アドバイザー等の氏名は、採択課題の発表時に公表します。

(5) 書類選考の実施および選考結果の通知

- a. 選考の結果、採択となった研究開発提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開発開始の手続きについてご案内します。
- b. 選考の結果、不採択となった研究開発提案者には、その旨を書面で通知します。

10. 選考の観点

(1) 統合データ解析トライアルの選考の基準は、以下のとおりです。

- a. 「5. 対象となる研究開発提案」に示した「統合化推進プログラムで平成 23 年度および平成 24 年度に採択された 11 課題におけるデータベース」およびそれらの関連データベース、または他のデータベースとの組み合わせをリソースとして、それらを解析するプログラムやツールを作成する研究開発提案であること。
- b. 解析結果として新たな知見が予想されること。
- c. 研究開発計画が具体的かつ明確であり、かつ実現性が高いこと。
- d. 作成するプログラムやツールが汎用性を持っていること。
- e. 作成するプログラムやツールを公開すること。

(2) 上記のほか、選考の観点・方針や運営の方針等については、「Ⅲ. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針」(25 ページ)をよくお読みください。

(3) 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「Ⅳ. 2. 不合理な重複及び過度の集中」(27 ページ)をご参照ください。

11. 採択予定件数

10件程度

12. 研究費および研究開発期間の決定

採択後の実際の研究費及び研究開発期間は、研究開発課題の研究開発計画により決定します。「Ⅱ. 1. (3) 研究開発計画」(4 ページ)をご参照ください。

なお、採択後に策定する研究開発計画に定める研究費は、本事業全体の予算状況、研究総括によるプログラムのマネジメント、課題評価の状況等に応じ、研究開発期間の途中に見直されることがあります。

1 3. 採択された研究代表者の責務等

(1) 研究代表者は、JSTの研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 研究代表者には、提案した研究課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

a. 募集要項等の要件を遵守する。

b. JSTの研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。

c. 研究代表者等は研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修するとともに、周知することを約束する。

また、上記c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(注) 本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成25年度以降に採択される研究課題に適用されます。

(3) 研究環境および管理

研究代表者は、研究の推進に必要な研究実施場所・研究環境を整える責任があります。

なお、研究実施場所・研究環境が研究の推進において重大な支障があると認められる場合には研究課題の中止等の措置を行うことがあります。

(4) 研究の推進および報告書の作成等

研究代表者は、研究の推進全般、研究成果等について責任を負っていただきます。また、研究計画書の作成や定期的な報告書等の提出を行っていただきます。

(5) 研究代表者は、研究費の執行管理・運営、事務手続き、研究補助者等の管理、出張等について責任を負っていただきます。

(6) 研究成果の取り扱い

研究代表者は、研究総括等に研究進捗状況を報告していただきます。また、国内外での研究成果の発表や、知的財産権の取得を積極的に行っていただきます。研究実施に伴い、得られた研究成果を論文等で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JSTが国内外で主催するワークショップやシンポジウ

ムに参加し、研究成果を発表していただきます。

(7) 研究代表者は、JST と研究機関等との研究契約、その他 JST の諸規定等に従っていただきます。

(8) JST は、研究課題名、構成員や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および内閣府へ提供することになりますので(「Ⅳ. 1. 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて」(27 ページ))、予めご了承ください。また、研究代表者に各種情報提供をお願いすることがあります。

(9) 事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他各種検査等に対応していただきます。

(10) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

1 4. 研究機関の要件・責務等

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。また、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理を防止する措置を講じることが求められます。

応募に際しては必要に応じて、研究機関(採択された研究代表者の所属機関)への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(1) 研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究機関に執行していただきます※。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

なお、研究機関は、ガイドラインに従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査にご対応頂く必要があります(「Ⅳ. 4. 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について」(31 ページ))。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

(2) 研究機関は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年 8 月 8 日文部科学省科学技術・学術審議会・研究活動の不正行為に関する特別委員会)における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措

置を講じていただきます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

- (3) 研究費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、研究機関の責任により委託研究費の支出・管理を行っていただきます。ただし、委託研究契約書及び JST が定める委託研究契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については契約書等に従っていただきます。記載のない事項に関しては、科学研究費補助金を受給している機関にあっては、各機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠していただき差し支えありません。
- (4) JST に対する所要の報告等、および JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- (5) 効果的な研究推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力ください。
- (6) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願および設定登録等される際は、JST に対して所要の報告をしていただきます。また、第三者に譲渡される際は、JST の承諾を得ることが必要となります。
- (7) 委託研究の実施に伴い発生する知的財産権は、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究代表者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。
- (8) 各研究機関に対して、課題の採択に先立ち、また、委託研究契約締結前ならびに契約期間中に事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については JST が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、委託契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。
- (9) 委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究が実施できません。
- (10) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、平成 25 年度の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました(履修等に必要手続き等は JST で行います)。このため、JST は、研究者等がその履修義務を果たさない場合には、所属する研究機関に委託研究費の全部又は一部の執行停止を指示することができるものとしますので、研究機関はこれに協力していただきます。これに伴い、研究機関には、委託研究契約において、参画する研究者等が JST が指定する研究倫理教材の履修

義務を果たさない場合は、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがあることに同意していただきます。

(注) 本項の研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されます。

1 5. 男女共同参画について

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、平成 22 年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第 3 期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。平成 23 年度から始まる第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で 25% という第 3 期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、さらに 30% まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在 14.0%（平成 23 年度末現在。平成 24 年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続して行って欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていただけであれば、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小舘 香椎子

（日本女子大学名誉教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

JST 男女共同参画ホームページ

<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>

CREST で活躍する女性研究者たち

<http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

さきがけ「なでしこ」キャンペーン

<http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/nadeshiko/index.html>

16. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。得られた研究成果（論文）について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう強く推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

17. 研究開発提案書（様式）の記入要領

次ページ以降の研究開発提案書の記入要領に従い、研究開発提案書を作成してください。

研究開発提案書

応募プログラム	統合化推進プログラム 統合データ解析トライアル	
研究開発課題名		
研究者氏名		
所属機関・ 部署・役職		
研究者番号	(e-Rad (府省共通研究開発管理システム [http://www.e-rad.go.jp/])へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。)	
学歴 (大学卒業以降)	(記入例) 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授) 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授)【記入必須】 平成〇〇年 博士(〇〇学)(〇〇大学)取得	
研究歴 (主な職歴と研究 内容)	(記入例) 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 平成〇〇年～現在 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事	
希望する研究費	研究費希望総額 (万円) ※間接経費を含まない額を記入してください。	
研究総括との関係	<input type="checkbox"/> 該当なし	「Ⅱ. 9. (3) 研究提案者と研究総括の利害関係について」(11～12 ページ)の a. ～c. の各項目に該当しないことを確認し、左欄にチェックしてください。明確に判断し難い項目が 1 つでもある場合には、事前にお問い合わせください。
ポスドク及び大学院生が応募する場合	<input type="checkbox"/> 相談済	指導教官及び所属組織人事担当者と公的研究費の受給の可否及び研究費の管理方法について事前に相談し、問題が無いことを確認して左欄にチェックしてください。

様式 2

研究開発課題要旨

○ 研究開発課題要旨

200 字程度で「研究構想」(様式 3)の要点をまとめてください。

○ 照会先

当該研究開発課題について良くご存じの方を2名挙げてください(外国人でも可)。それぞれの方の氏名、所属、連絡先(電話/FAX/電子メールアドレス)をご記入ください。選考の過程で、評価者(研究総括および研究アドバイザー)が、本研究開発提案に関して照会する場合があります。この照会先の記載は必須ではありません。

様式 3

研究開発構想

- ・ 評価者が理解しやすいように記述してください。そのため、必要に応じて図や表も用いてください。
- ・ e-Rad へアップロードできる提案書ファイルの容量 3MB 以内を目途に作成してください。
- ・ この様式 3 は本文をA4 用紙 2 ページ以内(厳守)にまとめ、A4 用紙 1 ページで研究開発構想全体の説明図をつけてください(合計A4 用紙 3 ページ以内)。
- ・ 11 ポイント以上の文字等を使用してください。

1. 研究開発のねらい

2. 研究開発内容

研究開発の必要性、予備的な知見やデータと具体的な研究項目と、その進め方(目的・目標達成に当たって予想される問題点とその解決策等を含む)を項目ごとに整理し、記述してください。

3. 対象データおよび対象データベース

今回の研究開発で対象とするデータおよびデータベース名、データ量について記述してください。

また、「Ⅱ. 5. 対象となる研究開発提案」(7 ページ～9 ページ)のデータ取得に関する切り分けにおいて、

「6 別の研究室のデータ」を用いる場合は、データ取得の見込み、および利用許諾について記述してください。

論文・著書・特許リスト

○ 主要文献

近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち重要なものを、現在から順に発表年次を過去に遡って

記入してください。記載項目は以下の通りです。項目順は自由です。

著者(著者は全て記入してください)、発表論文名、掲載誌・巻号・ページ・発表年

○ 参考文献

上記以外にも研究提案を理解する上で必要な関連文献がありましたら挙げてください。記載項目は以下の

通りです。項目順は自由です。

著者(著者は全て記入してください)、発表論文名、掲載誌・巻号・ページ・発表年

○ 主要特許

記載項目は以下の通りです。項目順は自由です。

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

他制度での助成等の有無

提案者ご自身が、現在受けている国の競争的資金制度やその他の研究助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割（代表者、あるいは分担者等）、エフォート等を明記してください。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

（記入例）

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者名)	研究期間	役割 (代表 又は 分担)	エフォート (%)
統合データ解析 トライアル	申請	/			
科学研究費補助 金（基盤研究C）	受給		H25. 4 ～ H26. 3	代表	

- ・現在受けている、又は採択が決定している助成等について記載して下さい。
- ・「役割」は、代表又は分担等を記載して下さい。
- ・「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載して下さい。【このエフォートの定義は、総合科学技術会議によるものです。】申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、統合データ解析トライアルのみに採択されると想定した場合の、現在受けている助成等のエフォートを記載して下さい。統合データ解析トライアルのエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計して100%を超えないようにして下さい。
- ・必要に応じて行を増減して下さい。

様式 6

これまでに作成したデータベース・解析ツール

過去に作成したデータベース名または解析ツール名、URL、作成者、データベースまたは解析ツールの概要、公開日、アクセス数等の利用数について記載してください。

人権の保護および法令等の遵守への対応

研究開発計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換えDNA実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

Ⅲ. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針

統合データベース解析トライアル

研究総括：高木利久（東京大学 大学院新領域創成科学研究科 教授）

データベースは、ライフサイエンスの推進に欠かせない研究基盤であると同時に、これまでの研究成果の集積体、すなわち、研究のフロンティアを体現したものであります。この意味では、ライフサイエンスの目的の一つはデータベースを構築することにあると言っても過言ではありません。

しかしながら、我が国で構築されているデータベースは、その所在が不明であったり、使い方がよく分からなかったり、権利関係が複雑で自分の研究に使えるかどうか分からなかったり、あるいは、データベースがばらばらに作られているため、複数のデータベースにまたがった検索や解析が困難であったり、という多くの問題を抱えていました。

このようなさまざまな問題を解消し、ライフサイエンスの効率化、生産性の向上を図るために、文部科学省を中心に、ライフ分野の統合データベース事業が行われてきました。平成23年度に設立されたNBDCは、この事業の中核機関として、統合化戦略の立案やポータルサービスの提供を実施するとともに、分野ごと目的ごとのデータベース統合化（統合化推進プログラム）やそのための基盤技術開発（基盤技術開発プログラム）を支援してきました。

NBDCが設立されてから、2年以上が経過し、それぞれの分野で、従来と比べて格段に使いやすいデータベースが実現しつつあります。しかしながら、それらのデータベースを十分に使いこなすためのさまざまな解析ツールや人材の不足などから、それらのデータベースの能力を十分には生かしきるまでにはいたっていません。そこで、そのような問題の解消を図るために、今回、統合データベース解析トライアルを立ち上げることにした次第です。

本統合データベース解析トライアルの狙いは下記の通りです。

- ・現在、統合化推進プログラムで構築されているデータベース群（研究開発プログラム データベースリンク <http://biosciencedbc.jp/tec-dev-prog/db-link>）を主な対象として、それからの新たな知識発見を支援するようなツールやより高次の意味付けをするようなツールを開発提供して、データベースの能力を最大限生かすようにすること
- ・上記の統合化推進11課題について、それぞれのデータベースだけでなく、それらの課題をまたぐような解析が行えるツールを開発提供して、分野を超えたデータベースの統合化に資すること
- ・上記のツール開発を通して、現在のデータベースに不足しているデータや機能を明らかにし、今後の統合化推進プログラムの評価や発展に貢献すること
- ・これまで作られてきた統合データベースの新たな活用法を見いだすこと
- ・開発したツールを実際に活用して、有用な知識を発見すること

Ⅲ. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針

- ・これら成果により、データベースの意義や重要性をより具体的に、かつ、広く知ってもらう契機とすること
 - ・本トライアルの実施により、これまでと比べ、より多くの研究者や学生に、データベースに興味を持ってもらい、データベース活用人材の裾野を広げること
- 以上です。

本統合データベース解析トライアルは、予算規模も小さく、期間も短いですが、上に述べたような大きな目的を持っています。このトライアルが成功し、より大きなプロジェクトの立案やツール開発につながることを願っています。

多くの方々、とくに若手の研究者や学生の挑戦的な提案を期待します。

IV. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/H15/H15HO059.html>

- 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究者の氏名、所属、研究開発課題名、及び研究開発課題要旨を公表する予定です。また、採択者の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のためにJSTが使用することがあります。

- 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

2. 不合理な重複及び過度の集中

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）等を通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

【「不合理な重複」及び「過度の集中」について】

(ア)「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準ずる場合

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先(jst-kikaku@biosciencedbc.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ)「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先(jst-kikaku@biosciencedbc.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成 24 年 10 月 17 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)より)

- 「最先端・次世代研究開発支援プログラム (NEXT プログラム)」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成 23 年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費(研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く)の配分を受

けることができません。他の研究費に応募することは可能ですが、採択後に当該研究費を受ける場合にはNEXTプログラムについては、日本学術振興会の承認を得たうえで廃止する必要があります。

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合には、研究開発提案書の様式に従ってその内容を記載して頂きます（様式5）。

これらの研究開発提案内容やエフォート（研究充当率）（※1）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究開発提案が不採択、採択取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究開発提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

（※1）エフォート（研究充当率）について

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究開発提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中で他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問い合わせ先まで速やかに連絡してください。

3. 研究費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発に関して、研究開発の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者等を含む）は、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。
- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（※2）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（遡及して適用することがあります）。

IV. 応募に際しての注意事項

(※2) 他の具体的な対象制度は、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

その他、平成 25 年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がございますので、適宜文部科学省及び JST のホームページ等で御確認ください。

- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度(※2)において申請及び参加が制限される場合があります。なお、本事業において、この不正使用などを行った研究者及びそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降 1 年から 10 年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。また、本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者(※3)に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

(※3)「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が少なく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

(注) 平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成 24 年 12 月 28 日付で規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に 2 の項、4 の項及び 6 の項における資格制限期間は、平成 25 年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について、平成 25 年 4 月 1 日以降適用します。

4. 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

- 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定)に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。科研費を受けている研究機関については、当該事業経費の執行についても科研費と同様の監査を行う場合、JST の委託費の精算に伴う実地調査を省略いたします。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

- 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関(※4)では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、原則として研究開発開始(契約締結日)までに、各研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

実施状況報告書の提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1310314.htm

(※4) 本事業では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受けるとする共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成 24 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

5. 研究活動の不正行為に対する措置

- 研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

- 本事業の研究開発課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究開発の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

制限の期間は、原則として、1 年から 10 年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
	3 1 及び 2 を除く不正行為に関与した者		2～3 年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年	

(注) 平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の

期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成 24 年 10 月 17 日）を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12 月 28 日付けで規則改正しました（施行日は平成 25 年 1 月 1 日）。上表の制限期間は、改正後のものです。

- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（※3）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（遡及して適用することがあります）。
- 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度（※3）において申請及び参加が制限される場合があります。

6. 人権の保護および法令等の遵守への対応について

○ 研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 83 号）
- ・ ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 84 号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 19 年法律第 8 号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- 研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

7. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。
※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

Q & A

Q&Aについては、以下のバイオサイエンスデータベースセンター「公募情報」ホームページもご参照ください。

<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の運用、所属研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作等に関しては、以下のホームページをご参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/>

II. 1. (4) 課題評価について

(研究開発の評価について)

Q 研究開発の評価はどのように行い、それをどのように活かしていますか。

A 本事業の研究開発課題の評価としては、原則として、1)研究開発期間終了後に行われる事後評価があります。詳しくは「II. 1. (4) 課題評価」(4 ページ)をご参照ください。また、プログラムの評価(「II. 1. (5) プログラム評価」(4 ページ))、および研究開発終了後一定期間を経過した後に追跡評価があります。全ての評価結果は、ホームページにて公表しています。

II. 4. 応募者の要件について

(応募者の要件について)

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとれるのであれば可能です。

II. 7. 研究費について

(間接経費について)

Q 間接経費は、研究開発契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。

A 委託研究開発契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として研究費(直接経費)の30%に当たる額を別途お支払いします。

Q 間接経費は、どのような使途に支出するのですか。

A 間接経費は、本事業に採択された研究開発課題に参加する研究者の研究開発環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 21 年 3 月 27 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- －施設管理・設備の整備、維持及び運営経費
 - －管理事務の必要経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、
 - 会議費、印刷費
- 等

2) 研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、
 - 会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
 - 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、
 - 謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - －特許関連経費
 - －研究棟の整備、維持及び運営経費
 - －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - －設備の整備、維持及び運営経費
 - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - －図書館の整備、維持及び運営経費
 - －ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
- 等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要等となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類（※）を、当該委託研究契約の終了後 5 年間適切に保管しておく必要があります。

（※）証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位毎の区分経理は必要ありません）。

II. 8. 応募方法について

（平成 25 年度研究開発提案募集への応募について）

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究開発を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。

Q 締切時間までに入力を開始すれば応募は認められますか。

A 締切時間までにe-Rad画面上で応募が完了することが必要です。締切後は、応募を一切お受けできませんので、あらかじめご了承ください。

II. 17. 研究開発提案書（様式）の記入要領

（研究費について）

Q 研究開発提案書に記載する「研究費総額」（様式1）には、委託研究契約を締結した場合に研究機関に支払われる間接経費も加えた金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費の分のみを記載してください。

その他

Q 本事業のプログラムオフィサー（PO）は誰ですか。また、どのような役割を果たすのですか。

A 本事業では、研究総括が、競争的資金制度に設置されるプログラムオフィサー（PO）となっています。研究総括の役割については、「II. 1.（2）研究総括」（4 ページ）をご参照ください。

Q 様式1の研究者番号とは何ですか。

A e-Rad（府省共通研究開発管理システム [<http://www.e-rad.go.jp/>]）へ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を指します。

応募はe-Radより行っていただきますが、科学研究費補助金研究者番号の有無に関わらず、e-Radの利用に当たっては、事前にe-Radへの研究者情報の登録が必要です。e-RadログインIDがない方は、所属研究機関の担当者、もしくは巻末（参考）に記載のe-Radヘルプデスクへお問い合わせください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

Q 昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 統合データ解析トライアルは今年度が初めての募集となります。

（採択後の異動について）

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で研究開発の継続は可能です。異動に伴って、研究代表者の交替はできません。

Q 研究開発実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究費で取得した設備等を変更後の研究機関等に移動することはできますか。

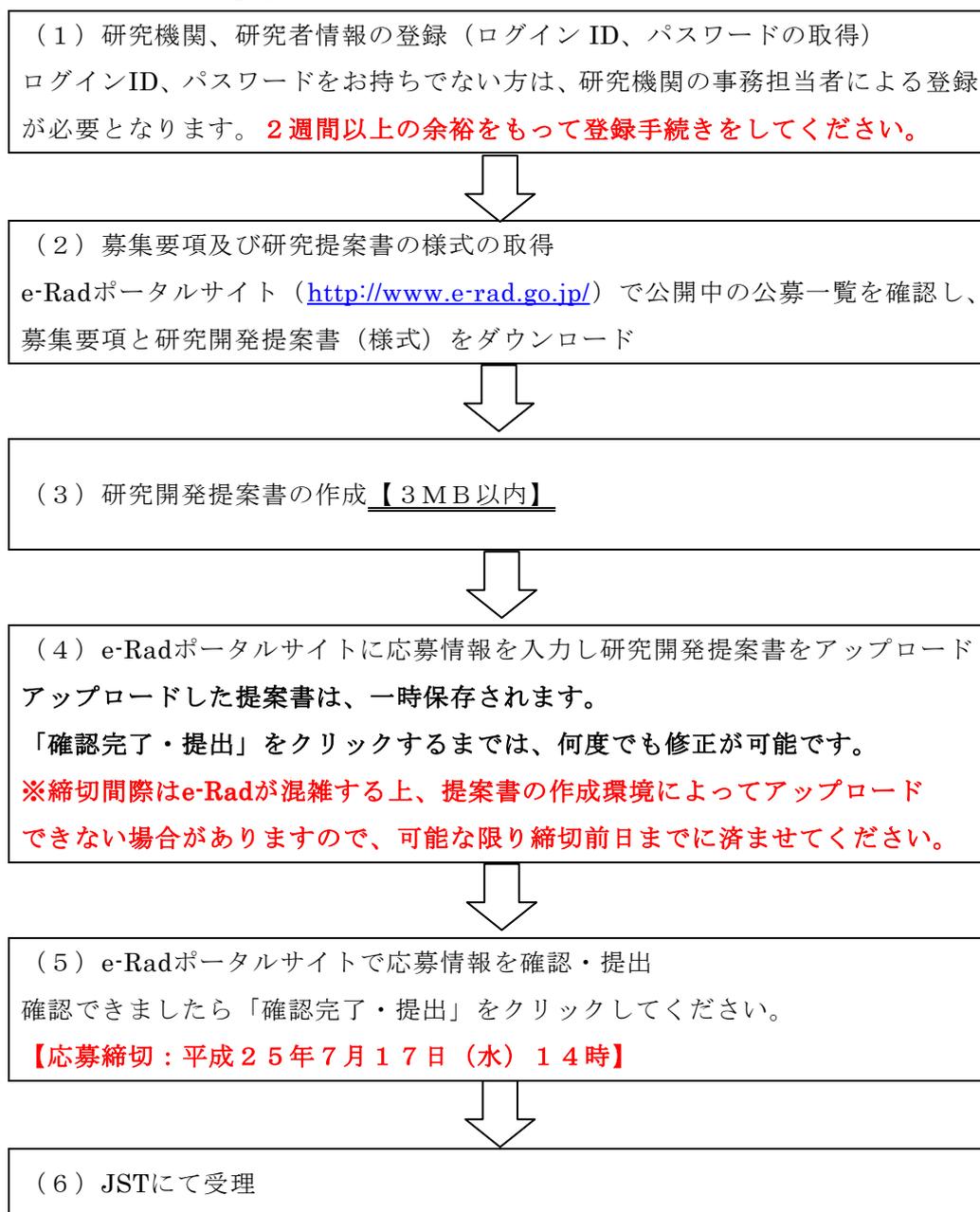
A 委託研究費（直接経費）により取得した設備等は、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動することとなっています。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について

1. e-Radによる応募

平成 25 年度 ライフサイエンスデータベース統合推進事業「統合データ解析トライアル」への研究開発提案の応募は、e-Rad により行っていただきます。e-Rad を利用した応募の流れは下図の通りです。

e-Radを利用した応募の流れ



府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは：

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Radの利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24時間365日稼働)

ただし、上記時間帯であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用が一時的に停止されることがあります。e-Radの運用が停止される際には、e-Radポータルサイトにて予告されます。

(2) 問い合わせ先

制度に関する問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。バイオサイエンスデータベースセンターのホームページ「公募情報」

(<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>) およびe-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよくご確認した上で、お問い合わせください。

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST バイオサイエンスデータベースセンター 企画運営室	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> E-mail : jst-kikaku@biosciencedbc.jp 電話番号 : 03-5214-8491 受付時間 : 10:00～12:00 / 13:00～17:00※ ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Radの操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号 : 0120-066-877 (フリーダイヤル) 受付時間 : 9:00～18:00※ ※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く

3. 具体的な操作方法と注意事項

(1) 研究機関、研究者情報の登録 (ログインID、パスワードの取得)

「統合データ解析トライアル」研究代表者として応募する研究者は、e-Radに研究者情報を登録して、ログインID、パスワードを取得しておく必要があります。

e-RadのログインID、パスワードの取得に当たっては、1) 研究機関に所属する研究者については、e-Radにおける研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が、2) 研究機関に所属していない研究者については、e-Radにおける研究者情報の登録が事前に必要となります。登録方法についてはe-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) をご参照ください。なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再登録する必要はありません。

「統合データ解析トライアル」への応募は、所属研究機関の承認を必要とせず、研究開発提案者ご自身から直接応募していただきます。

(2) e-Radへのログインと公募の検索

■e-Rad へのログイン

e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)

画面で「e-Rad へログイン」をクリックしてください。



提案者のログイン ID、パスワードでログインしてください。

※以降、ログインした研究者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。

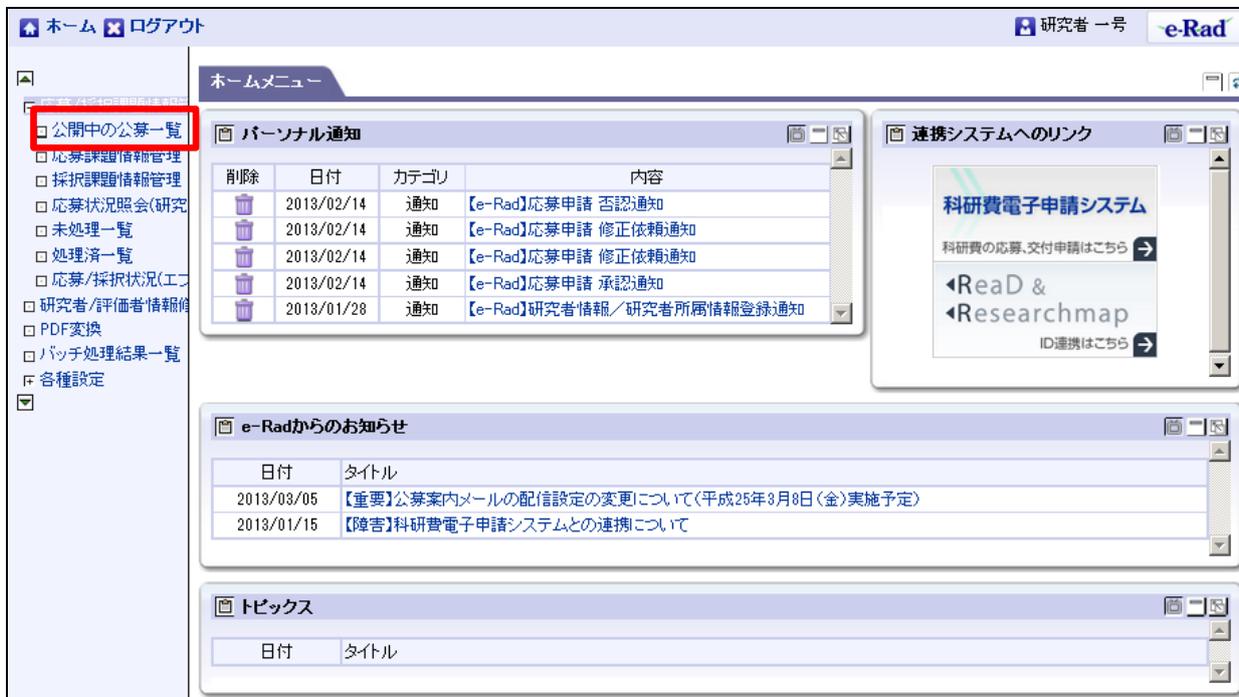


※初めてログインした場合、初回設定が必要となります。また、普段使用するPCではない場合、追加認証画面へ移動します。その際に設定した質問の回答を求められることがあります。



■公募の検索

左メニューの「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される「公開中の公募一覧」をクリックしてください。



提案をしたい公募名の「詳細」をクリックしてください。
 ※【検索条件】をクリックすると、簡易条件で検索を行えます。
 （制度名、研究領域名や研究総括名等で検索してください）



これ以降のe-Radの具体的な操作方法等については、e-Radポータルサイトの研究者向けページ (<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html>) から、操作マニュアルをご確認ください。

(3) 研究開発提案書の作成時の注意事項

- ・研究開発提案書にはパスワードを設定しないでください。また、変更履歴は削除してください。
- ・研究開発提案書に貼付する画像ファイルは「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。
- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字については、e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ (<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>) にある操作マニュアルを参照願います。
- ・e-Rad へアップロードできるファイルの最大容量は 3 MB です。また、複数のファイルをアップロードすることはできません。

(4) 個人情報の取扱い

研究開発提案書等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理および管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、e-Rad、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

【お問い合わせ先】

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）。
また、バイオサイエンスデータベースセンターのホームページ「公募情報」
に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>

独立行政法人 科学技術振興機構

バイオサイエンスデータベースセンター企画運営室

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5 番地 3

E-mail : jst-kikaku@biosciencedbc.jp

電話 : 03-5214-8491（受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00※）

※土日祝祭日を除く